

愛南町農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 24 日

愛南町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

愛南町は、愛媛県の最南端に位置し、東西 28.7km、南北 18.3km、総面積 239.64 km²で、北は宇和島市と接し、内陸部で四国山脈から分岐した篠山山脈を望み、南は高知県宿毛市と接し、海岸部で太平洋に面している。中山間地域ではあるが、四国山脈の森林地帯から流れる僧都川の流域に平野部も開けていることから、中山間では果樹を、平地では水稻・野菜を中心に栽培されるなど、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっている。このため、地域の特産農作物の育成・拡充に特化した担い手の育成など、地域の実態に応じた取り組みを推進し、遊休農地・耕作放棄地の解消に向けた対策の強化を図ることが求められている。特に、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業も活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めていくよう、愛南町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する愛媛県の農業経営基盤の強化に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する愛南町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局通知、令和 4 年 2 月 25 日付 3 経営 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化の活動の目標設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	1,340 ha	1.2 ha	0.09 %
3年後の目標 (令和8年3月)	1,320 ha	1.0 ha	0.08 %
目 標 (令和15年3月)	1,250 ha	0.5 ha	0.04 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員会による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用譲許調査によって、再生利用が困難と判断された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	1,340 ha	340 ha	25.37 %
3年後の目標 (令和8年3月)	1,320 ha	396 ha	30.00 %
目 標 (令和15年3月)	1,250 ha	625 ha	50.00 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和4年3月)	2 人 (3.11 ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	4 人 (6.00 ha)
目 標 (令和15年3月)	6 人 (10.20 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 町、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

愛南町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、愛南町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力